（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年11月10日において次の条件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成22年度以降に完成した、元請けとして次に掲げる【①】はア）及びイ）の要件を、【②】はア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）ただし、ア）及びイ）は同一工事であることとし、施工延長については掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】単体もしくは、特定建設工事共同企業体の代表者

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）65㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）65㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

イ）施工延長が1,100ｍ以上であること。

【②】特定建設工事共同企業体のうち代表者以外の構成員

ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯を除く。）

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のいずれか１社が上記【①】の同種工事の実績を有すること。また、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「福岡201号新仲哀トンネル（下り線）改築工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年10月16日

国立大学法人金沢大学長　和田　隆志

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　17

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　基幹病院情報システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和10年１月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　本調達システムは、３省２ガイドライン（厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版（令和５年５月、経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全ガイドライン第2.0版」）の稼働時における最新版に準拠したシステムであること。

Ｂ　法的保存義務のある診療データに関しては、真正性、見読性及び保存性が保障されるシステムであること。

Ｃ　「個人情報の保護に関する法律」（平成15年５月30日法律第57号）に則ったシステムであると共に、個人情報保護のために行わなければならない運用について提示すること。

Ｄ　診療情報の開示やリスク要因の解析、外部評価などに耐えられる粒度及び可用性を備えた診療データの蓄積・抽出・再利用が効率よく実施できる構成とすること。加えて、本調達システム及び本院既存の各サブシステムとの間では、相互に連携してデータの有効利用を図り、冗長な入力が避けられるようにすること。各サブシステムで登録された実施結果、実施記録等の情報は電子カルテシステム上で一元管理が可能なこと。ただし、本調達分・既存に関わらず、法的保存義務のある診療データを生成するが電子保存の三原則を満たしていないサブシステムについては、本院指示の元、当該サブシステムの情報を電子カルテシステムへ直接格納すること。

Ｅ　要求仕様に則り、既存システムの機能を拡充及び強化し、診療部門・医事部門・経営管理部門の業務が統合的かつ円滑に遂行できること。機能拡張を許さない方針を持つシステムの場合には、機能強化仕様箇所について別の解決方法があれば提案し、もしくは本院と話し合いを通じて課題解決に協力すること。